

平成20年度 第2回
札幌市環境影響評価審査委員会

議 事 録

日 時 : 平成20年12月11日(木) 9:00開会
場 所 : 札幌すみれホテル 3階 ヴィオレA

札幌市環境局

出席者

- (1) 第五次札幌市環境影響評価審議会委員 12名

- (2) 札幌市環境影響評価審議会専門委員 2名

- (3) 事務局（札幌市環境局環境都市推進部環境マネジメント担当課）
環境局長 中西 浩二
環境都市推進部長 小林 宏史
環境マネジメント担当課長 木田 潔

- (4) 事業者（札幌市環境局みどりの推進部みどりの推進課）
みどりの推進部長 近藤 聖
計画担当課長 北原 良紀

1. 開 会

事務局（木田） 皆様、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから平成20年度第2回札幌市環境影響評価審議会を開催したいと思います。

本日は、山本委員、東條委員の2名の方から欠席する旨のご連絡がありました。現在、柳井委員は若干遅れているようでございます。また、今日の案件につきましては、2名の専門委員の方が審議会に加わることになりまして、定数が全体で17名となりますが、現在の出席委員は14名で過半数に達しております。札幌市環境影響評価審議会規則第4条第3項に基づきまして、この会議は成立していることをご報告いたします。

本日の案件につきましては、専門委員といたしまして、自然ウォッチングセンターの島田明英氏及び東海大学の竹中万紀子氏が、本日付で市長より委嘱されております。委嘱状は机の上に置かせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

2. 諮 問

事務局（木田） それでは、ただいまから、（仮称）厚別山本公園造成事業環境影響評価方法書に係る審議をお願いするに当たりまして、札幌市長からの諮問とあわせまして、開催のごあいさつを環境局長の中西よりさせていただきます。

皆様のお手元に資料1として諮問書の写しをつけております。

よろしくお願いたします。

中西局長 皆さん、おはようございます。

環境局長の中西でございます。

今日は、朝早くから、また大変お寒い中を当審議会にお越しいただきまして、ありがとうございます。

それでは、まず初めに、この厚別山本公園造成事業の環境影響評価方法書に関する諮問をさせていただきます。一言ごあいさつをさせていただきます。

諮問書の本書につきましては、村野会長のお手元にあらかじめ置かせていただいております。

それでは、諮問書を読み上げまして、諮問書の手交にかえさせていただきます。

「『（仮称）厚別山本公園造成事業』に係る環境影響評価方法書について（諮問）。

このことについて、環境の保全の見地からご審議いただきたく、札幌市環境影響評価条例の規定により諮問いたします。

札幌市長、上田文雄。」

代読。

以上、よろしくお願申し上げます。

では、改めまして、一言ご挨拶をさせていただきますが、皆様には、師走の大変お忙しい中を当審議会にご出席いただきまして、改めて御礼を申し上げます。

本日は、ただいま諮問させていただきましたように、この案件の方法書に関する審議をお願いするものでございます。

この事業は、ごみ処分場跡地の公園化という自然環境の回復などを目的とした案件でございます。手続状況や事業内容については、後ほどご説明をさせていただきますけれども、この場所は札幌市グリーンベルト構想の画をなすものでございまして、次の世代に残すべき自然環境を見据えながら事業が進められていく必要があるというふうに考えております。従いまして、環境影響評価の方法を決める段階から市民の皆様へ公開された審議がなされるということが必要でございまして、市長意見の形成に当たり、どうか忌憚のないご意見を賜りたいと考えております。

ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、あいさつにかえさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局（木田） 中西局長につきましては、本日、議会の用務が立て込んでおりますので、まことに申し訳ございませんけれども、これで退席とさせていただきますと思います。

〔中西局長退席〕

事務局（木田） それでは、議事に入ります前に、お手元の資料の確認をお願いしたいと思います。

まず、一番上に、本日の次第、裏側に座席表がついております。それから、資料1といたまして、諮問書の写しでございます。めぐりまして、資料2として、本アセスの全体のスケジュール表でございます。資料3は、ここにはついてございませませんが、お持ちいただくようお願いしておりましたこの度の環境影響評価の方法書でございます。冊子になっているものでございます。資料4は、事業者のみどりの推進部からの方法書の補足資料ということで、補足の説明資料A3の折りたたみの裏表のものがございます。それから、参考としまして、札幌市環境影響評価条例の抜粋を置かせていただいております。

資料は以上となっておりますけれども、お手元に揃っておりますでしょうか。

よろしければ、これから議事に入りたいと思いますが、議事の進行は村野会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

3. 議 事

村野会長 おはようございます。

早速、議事を始めます。

今日は、この案件の初めての日ですので、初めに、本日諮問されました案件の概要及び手続について事務局の説明を求めます。そして、方法書内容について、事業者である札幌市環境局みどりの推進部に説明を求めます。

よろしくお願いいたします。

事務局（木田） ただいま、会長よりご指示がございましたので、事務局の方から（仮

称)厚別山本公園造成事業の概要説明、それから環境アセスメントの方法書に係る手続についてご説明申し上げます。

まず、12月1日締め切りの市民からの意見書についてですが、方法書の公告縦覧に伴う市民からの意見書について、現在のところ、期間内の提出はございませんでした。

それでは、(仮称)厚別山本公園造成事業の位置づけと言いますか、事業の概要について簡単にご説明をさせていただきます。

この事業につきましては、事業面積が約52ヘクタールの都市公園造成事業ということで、その規模と目的から札幌市環境影響評価条例に掲げる、「必ず環境アセスメントにかけなければならない事業」でございます、第一種事業の「レクリエーション施設の新設及び造成の事業」に該当してございます。

事業者は札幌市長でございます、事業担当の部署は環境局みどりの推進部みどりの推進課でございます。

また、当事業は、都市計画法の規定により、都市計画に定められた事業となっております。

続きまして、当事業のスケジュールについて簡単にご説明いたしますので、先ほどご覧になっていただきました資料2のスケジュール表をご覧いただきたいと思っております。

まず、これまでの経緯でございますけれども、平成20年10月15日に事業者より当課の方へ方法書の提出がございまして、方法書の縦覧につきましては10月16日から30日間、11月14日まで行いまして、意見募集は縦覧期間終了からさらに2週間の12月1日まで行いました。また、今回の事業に係る環境影響の範囲としまして、一部、江別市が入ることから、厚別区、東区、白石区の3区の区役所、区民センターの他に江別市役所大麻出張所においても縦覧を行いました。

なお、当方法書に関する市民からの意見はなかったということで、先ほど申し上げたとおりでございます。

次に、今後の予定ですけれども、この方法書に関しまして、今回の一連の審議会のご意見を踏まえまして、環境の保全の見地からの市長意見を事業者のみどりの推進部に述べることとなります。今回の市長意見を述べる期限は、3月2日までとなります。事業者は、その市長意見もあわせまして方法書の内容に検討、修正を加えまして、調査の手法、どういうふうに調査するかということを決めさせていただきます。そして、決定された調査手法によりまして、平成21年度以降に予測及び評価が実施されます。その結果を記載しました準備書の提出は、事業者のスケジュールでは平成22年度を予定しておりまして、準備書につきましても縦覧をかけますけれども、この際にあわせて都市計画案も縦覧にかけられる予定になっております。

そして、準備書の縦覧、意見募集に対する事業者見解及び準備書に対する審議会が開催されますけれども、審議会のご意見などを踏まえて、また市長意見をつくりまして、その市長意見を踏まえて準備書の修正を加えた評価書、最終的にでき上がった評価書の提出は

平成23年度の予定でございます。

スケジュールについてのご説明は以上でございます。

そして、今日、方法書段階から審議会にお諮りした理由を簡単にご説明します。今日は、環境影響評価方法書に関して、どういった手法でこれから調査予測をしていくかという方法書について審議会の皆様に諮問させていただいたところでございますけれども、札幌市の環境影響評価条例では、方法書段階で審議会に諮問するという特段の規定は盛り込まれてはいません。しかし、方法書段階で調査手法についてのご意見をいただくということは大変重要なことと判断しておりまして、条例の第45条で環境影響評価に関する重要事項が諮問できるとなっておりますことから、従前から委員の皆様からご指摘もあって、方法書の段階から諮問させていただいた次第でございます。

本日審議する内容について、再度、確認をさせていただきたいと思いますが、当審議会は事業が条例の第8条によるところの事業区域及び関係地域の環境に与える影響を極力回避するための環境保全の見地からの専門家の皆様のご意見をいただく場でございますので、皆様、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

続きまして、事業者であります環境局みどりの推進部から、事業及び方法書の内容についてご説明を申し上げたいと思ひますので、事業者のみどりの推進部は席の方におつきいたいただきたいと思ひます。

ちょっと準備がございますので、少々お待ちください。

事業者（近藤） 環境局みどりの推進部長の近藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

説明は、恐縮ですが、座ってさせていただきます。

まず私から、事業の背景と位置づけについてと事業計画の概要についてご説明させていただきます。その後、引き続き、計画担当課長の北原から、事業地とその周辺地域の特性について、環境影響評価を行う項目と手法及び今後の予定等についてご説明をさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

それではまず、資料でございますが、方法書に記載しております事業内容の説明を補足するため、「（仮称）厚別山本公園補足説明資料」をお配りしております。A3の資料4でございます。今回ご審議いただく方法書とあわせてご確認ください。

それでは、当公園の事業についてご説明をいたします。

説明にはパワーポイントを使用して概略をお示しいたしますので、スクリーンをご覧ください。また、詳細につきましては、お手元の資料をご覧くださいと思ひます。

初めに、当事業の背景と公園計画上の位置づけについてご説明をいたします。

方法書の1から7ページに記載の内容でございます。

事業地は、本市の中心部から東に約9キロメートル離れた本市の埋め立て処分場の

山本処理場のうち、埋め立てを完了し、最終覆土を終えた面積約5.2ヘクタールの区域でございます。

現在、札幌市の埋め立て処分場は、今回の事業地であります山本処理場と手稲区の山口処理場の2カ所が稼働しておりまして、可燃ごみ焼却後の焼却灰や燃やせないごみは、この2カ所での埋め立て処分が行われております。市民の生活を支えるごみ処理を安定して行う上で、埋め立て処理場は不可欠な存在でございます。

ごみの埋め立て処理を終えました埋め立て跡地は、大規模な土地の形質変更が行えないこと、そして広大な面積を確保できること、失われた自然的環境の回復が望まれますことから、跡地活用の方策として公園緑地とする事例が一般的に見られます。札幌市におきましても、これまでに東区のエレ処理場跡地においてエレ沼公園の造成を行いましたほか、現在は山口処理場の一部において都市緑地の山口緑地の造成を行っております。

今回の山本処理場につきましては、埋め立て造成の当初から埋め立て完了後には公園緑地とすることを前提といたしまして、地域住民のご理解をいただきながら清掃事業を進めてまいりました。具体的には、昭和55年に山本処理場の整備計画策定時に、埋め立て完了後は札幌の市街地を緑の帯で取り囲みます環状グリーンベルト構想の拠点公園とする前提で計画を策定いたしました。この計画に基づき、昭和58年には、処理場の造成を開始するとともに、事業への着手を記念して処理場敷地の一部において環状夢のグリーンベルト発祥記念の森を起工してございます。翌昭和59年からごみの搬入を開始し、平成14年に今回の事業地であります山本地区の埋め立てを完了し、最終覆土は平成18年に完了しております。この山本地区において、まとまった面積の敷地について公園化の見通しが立ったことから、事業着手に向けて環境影響評価の手続を開始したところでございます。

本公園は、札幌市の緑の保全と創出に関します基本的な指針であります「札幌市緑の基本計画」において、次の2点の位置づけがでございます。

1点目は、先ほどご説明申し上げました本市の市街地を緑の帯で大きく取り囲む環状グリーンベルト構想における拠点公園としての位置づけでございます。

2点目は、厚別区の総合公園としての位置づけでございます。公園の種類別配置計画といたしまして、各区に概ね1カ所ずつ総合公園を配置する計画としておりまして、この公園は厚別区の総合公園として位置づけられております。総合公園の標準面積は10から50ヘクタールとされておりまして、今回の事業予定地は5.2ヘクタールの面積があるため、総合公園の規模として十分な面積が確保されているところでございます。山本処理場は、全体で約270ヘクタールの面積を有する広大な施設であり、今回はこのうち厚別区の山本地区について総合公園を造成する事業を行うものでございます。

今回の事業地をスライドの図でお示ししております。

事業地以外の処分場区域でございますが、スライドの図で黄色でお示した白石区側の東米里地区、米里西地区は、白石区の運動公園の計画地として緑の基本計画において位置づけをされております。また、オレンジ色でお示した厚別区側の山本北地区、山本東地

区についても将来は公園緑地とする計画となっております。しかしながら、全体で約270ヘクタールに及びます山本処理場では、区域全体の埋め立て処理が終わり跡地利用が可能となるためには、今後、およそ30年以上かかるものと想定してございます。公園事業につきましても、今回の事業地部分だけで工事着手後、完成まで10年程度は工期が必要と思われ、現時点で黄色及びオレンジ色でお示した他の区域について、将来の市民ニーズや社会状況を的確に反映した計画を策定することは極めて困難な状況でございます。このため、270ヘクタールの区域全体を緑化するという基本方針はございますが、個別具体的な緑化計画、あるいは公園整備計画につきましては一定規模のまとまった地区が埋め立て完了する後に、市民ニーズや社会状況を踏まえながら進めていこうと考えております。

従いまして、将来的に、これらの事業実施に当たって、さらに環境影響評価が必要になった場合は、今回の知見を生かしながら改めて手続をとってまいりたいと考えております。

次に、この公園の整備計画の概要についてご説明を申し上げます。

方法書の8から10ページ及び、別途、お配りいたしました補足資料の資料4に記載の内容でございます。

事業予定地は、南北に約1,300メートル、東西に約400メートルの細長い形状でございまして、ごみの埋め立てのため、周辺から約10メートルほど高くなった台地状の敷地でございます。

公園の整備に当たりましては、埋められたごみ層に影響を及ぼさないよう、表層の覆土の範囲内で事業を実施することとし、工事に伴います掘削は最小限としたいと考えております。

整備内容につきましては、以下の基本的方針に基づいて計画をいたします。

一つは、「失われた自然環境を再生し、生物多様性の確保に資する良好な緑地環境の創出」でございます。埋め立て処分場としての役割を終えた土地を自然度の高い緑地として再生し、都市環境の向上を目指してまいります。

次に、「地球温暖化対策としての植樹の促進」でございます。市民が地球温暖化を初めといたします環境問題に取り組む機会の一つとして、市民自らの手により植樹できる場所を設けていきたいと考えております。

三つ目は、市民レクリエーション活動の場の創出でございます。総合公園でありますことから、地域住民の休息、鑑賞、散歩、運動などの総合的な利用に供することを目的とする施設を整備するものでございます。

この基本的な考え方と敷地の現状を勘案した結果、図にお示した土地利用を想定しているところでございます。メインの入り口は、敷地西側の山本通沿いを想定してございます。図左側の市道山本線がバス路線でもあり、また主要なアクセス道路となると判断しておりまして、加えまして、この位置がかつてのごみの搬入路でございまして、道路へのとりつけ状況がよいことから、この位置が適当と考えております。

レクリエーション施設を中心とした区域は、利便性を考慮し、メインの入り口に近い南

側、図の下側に当たりますが、ここに集中的に配置いたします。中心付近には広大な敷地を生かして目的に利用できる広場を確保することとしております。

自然度の高い緑地を創出する区域を北側に計画いたします。この区域は、河川の合流点や雨水貯留池などの水辺空間が近く、野鳥などの生物が飛来し、休息、給餌する場所になり得ること、レクリエーション等施設の利用頻度が高い区域から距離を置いて設置できますことから、この位置がふさわしいと考えております。周辺部分は植栽による防風など緩衝機能を持つ樹林と、外周部を周回できる園路を整備いたします。既に、堰堤外周部に市民ボランティアによります植樹がなされておりまして、これらの樹木を生かしながら整備を進めてまいりたいと考えております。

以上の土地利用構想から、図のような計画案を策定してございます。

この計画案は、お手元のA3の資料4、表面の右側の図にもお示ししておりますけれども、主立った整備内容についてさらにご説明をさせていただきます。

まず、入り口部分には、並木、あるいは草花など修景植栽を行うアプローチ道路、入り口広場などを整備してまいります。駐車場は、アプローチ道路を挟んで南北に配置する予定でございます。レクリエーション施設としては、市民要望の高いパークゴルフコースの造成を36ホール規模、面積で約3.5ヘクタール設けます他、遊具を配置した広場、休憩施設を配置したピクニック広場、多目的に利用できます芝生広場等を検討しております。

次に、森づくりに関しましては、植樹を中心とした緑地環境の創出の考え方について、資料4の裏面に記載してございます。

事業地周辺は、古くは湿地性の原野でございまして、埋立地がつくられる前は主に水田として利用されていた土地でございます。現在では、ヤナギ類、ヤチダモ、ハンノキなどの樹木が見られる状況でございます。このことから、平坦部の植栽にはハンノキ、ヤチダモ、ドロノキなど湿地性の樹木が適していると想定される一方、事業地の大部分が埋め立て、盛り土された埋め立て跡地という特殊な敷地でございまして、これらの湿地性の植栽に適さないものと考えております。このため、埋め立て覆土された造成面におきましては、近傍で豊かな自然環境を形成しております野幌森林公園をイメージした森づくりを基本に、緑地環境の創出を図っていききたいと考えております。

実際の植栽や樹林の管理に当たりましては、樹種やあるいは使用資材に関して先行的な試験を実施し、当事業に適した植樹方法の検討をしますと同時に、市民参加によります森づくりを積極的に進めていききたいと考えております。

また、緑化手法といたしましては、図に示しましたように、それぞれの土地利用に応じて自然度の高い樹林を創出する自然創出型、木陰を利用する疎林型、並木を形成するなど景観やデザインを重視した修景型と、自然創出型と疎林型をあわせました疎林樹林混合型に分類して検討していききたいと考えております。

なお、この計画は、現段階における検討中のものでございまして、今後の環境影響評価の結果、あるいは地域住民との意見交換、また、後ほどご説明申し上げますが、札幌市緑

の審議会での審議内容等を踏まえ、適宜、修正を行ってまいりたいと考えております。

本計画案の策定に当たりまして、環境に配慮した点を方法書の11、12ページに掲載いたしました。

主な点は次のとおりでございます。

「自然度の高い樹林地を創出する区域を設定することにより、多様な動植物が生息できる環境づくりに努めてまいります。」「植栽、樹種の選定には、周辺の植生を考慮して失われた自然環境を取り戻しつつ、周辺の自然的環境に負荷や影響を与えないよう配慮いたします。」「市民参加による植樹など、これらの手法を積極的に取り入れることとし、人と自然や緑との触れ合いの場、市民の環境活動の場づくりに努めてまいります。」また、工事の実施レベルにおきまして低公害型の重機を使用し、砕石や舗装材といった資材につきましては再生品を積極的に使用するなどの配慮も行ってまいりたいと考えております。

私からの説明については以上でございます。

事業者（北原） 計画担当課長の北原と申します。

以降の説明は私の方からさせていただきます。よろしく願いいたします。

事業地とその周辺地域の特性についてでございます。

まず、事業地の概要について、方法書では1ページから5ページに記載されております。

事業地は、広大な埋め立て処分場の一部であり、周辺区域は現在も処分場として稼働しております。

埋立地の構造ですが、スクリーンにありますように周辺に堰堤をつくり、底の部分に遮水シートを敷きまして、その上に廃棄物を埋める形になっております。廃棄物の層の厚さですが、1層が約1メートルから1メートル50センチ、その上に30センチから50センチの厚さで土をかぶせまして、ごみの層と土の層を交互に重ねていく構造になっております。一番上の土の層は、約2メートルの厚さで覆いまして、埋め立てを完了しております。

雨水、雪解け水など地表面の排水につきましては、周囲に側溝を設けて集め、河川に一気に流れ出ないように処理場敷地内に設けられております調整池に一旦集めた後、量を調整しながら放流する形をとっております。一方、ごみ層から染み出す水につきましては、その構造の一番下にあります遮水シートのところで集められまして、処理場の施設で処理後、河川に放流しております。公園事業実施後も、基本的にはこの形での処理を継続していく予定であります。

次に、事業地周辺の地域特性についてご説明申し上げます。

周辺地域の概況を把握するため、環境影響評価条例第5条に基づき策定されている技術指針を参考に、今回の公園造成事業が影響を及ぼすと予想される地域を関係地域として設定いたしました。範囲につきましては、図にお示ししましたように、事業地の周辺部約2.5キロメートルの範囲と、もう一つ、約1キロメートルの範囲、この2種類を設定しまして、調査項目の特性に応じていずれかの範囲で既存の資料を整理しております。設定した

範囲内での資料が入手困難な場合につきましては、区の範囲、または市域全体を対象範囲として整理しております。

詳細な資料につきましては、方法書で13ページから146ページの間にわたりまして掲載しております。ここでは概略についてご説明させていただきます。

当事業地は、埋め立て処分場の一画ということで、周辺には下水道の処理施設、民間の事業所、それから資材置き場などが存在しております。これらの中には、大気汚染や騒音、振動、悪臭、水質といった公害関係法令に基づく届け出施設がございますが、既存の資料によりますと、河川の水質において大腸菌群数が環境基準を超える傾向があるものの、それ以外については概ね環境基準を満足しております。

関係地域内の自然環境としましては、周辺に厚別川、山本川、野津幌川など河川が流れており、水辺空間が存在しております。また、東側約2.3キロメートルに豊かな自然環境を有する野幌森林公園が存在し、保安林や鳥獣保護区等の指定がなされております。

社会的状況としましては、事業予定地は市街化調整区域に位置しており、周辺には既存の住宅が点在する他は、埋め立て処分場、下水処理施設、民間の事業所や資材置き場が存在しております。

主な交通機関としましては、最寄り駅としましてJR函館本線の厚別駅、森林公園駅、それから市営地下鉄東西線新さっぽろ駅ということになります。事業地までの距離は、直線でいずれも2キロメートル以上となっております。隣接する市道山本線がバス路線となっており、地下鉄新さっぽろ駅と連絡しております。事業地が接している市道山本線の沿線には、養護学校、老人福祉施設が存在しております。

以上の事業の内容と地域の特性を踏まえまして、環境影響評価を行う項目と方法を検討いたしました。

方法書では148ページに詳細を記載しております。

スクリーンでは、技術基準に示されているレクリエーション施設に関わる基本項目と、当事業で対象項目とした環境要素の関係を簡略化した表を示しております。

表の中に丸印をつけておりますけれども、こちらは基本項目のうち本事業により影響があると予測し、環境影響評価の対象項目として選定したものです。横棒は、基本項目とされているものですが、本事業では影響がないであろうと考え、対象項目とはしなかったものでございます。

なお、何も印のない空欄となっている部分は、技術指針において基本項目となっておらず、本事業においても対象項目としなかったものでございます。

それから、星印が一つついております。こちらは大気環境についてですが、これは基本項目に入っておりませんが、供用後、利用者による自動車走行に伴う浮遊粒子状物質のことを考慮し、追加で選定したものでございます。

以下、項目ごとにご説明申し上げます。

まず、大気環境については、窒素酸化物と浮遊粒子状物質、粉じん、騒音、振動につい

て調査項目として選定しております。このうち、窒素酸化物と浮遊粒子状物質については、公園造成後の供用時に公園利用者の自動車交通の増加により環境に影響を及ぼす可能性が考えられるため、評価対象としております。調査及び予測評価の手法は、方法書の149ページに記載しておりますとおり、現況調査として既存資料の収集整理を行い、技術指針において標準的手法とされている予測式を用いて、市道山本線の沿道を予測地点とした予測評価を行う予定でございます。

粉じんにつきましては、工事実施に伴い影響を及ぼす可能性が考えられるため、影響評価項目として選定いたしました。調査及び予測評価の手法は、方法書の150ページに記載しておりますとおり、既存資料の収集整理を行い、住居の近接する位置を予測地点とした予測式により予測評価を実施する予定です。

騒音、振動につきましては、工事実施に伴う影響、それから公園供用時の利用者の自動車交通の増加により環境に影響を及ぼす可能性が考えられるため、対象項目として選定いたしました。調査及び予測評価の手法については、方法書の151ページから157ページにかけて記載しております。これらの項目については、既存資料がないため、現地での調査を行う予定です。調査方法としましては、工事実施に関わる部分に関しましては、事業地と既存の住宅が最も近接する部分1地点を選定し、工事を実施する平日の1日間において騒音レベル、振動レベルを測定いたします。

自動車交通の増加に関しましては、最も利用が多く影響が生じると予想される夏休み期間に、市道山本線の沿道において、1日間、交通量騒音レベル、振動レベルの調査を行います。この調査結果と技術指針において標準的手法とされている予測式を用い予測を行い、評価を実施する予定でございます。

続きまして、水環境についてですが、今回の公園造成事業は濁水を発生させるような大規模な土工事を行う予定がなく、また雨水は一旦調整池に集めてから河川に放流するという形をとっております。また、有害物質に関しましては、公園供用後、緑地保全のため使用する農薬等は最小限とすることから、対象項目とはしておりません。

土壌環境に関しましては、既に埋立地として造成された敷地ですので、保全対象となる地形、地質等はないと考え、当事業が周辺に及ぼす影響はないものと判断し、対象項目として選定しておりません。

続きまして、動植物生態系です。

関係地域に含まれる野幌森林公園では、多くの貴重な動植物が確認されております。現状では、事業予定地とその近接する区域に野幌森林公園に類似する環境は存在しませんが、貴重な生物種の採餌、休息、生息の場として利用されている可能性があると考えまして、現地での調査を行う予定です。調査については、動物、植物ともに網羅的に把握できるよう技術指針を踏まえて考えております。動物につきましては、方法書では158ページから161ページに、植物につきましては、162ページから163ページに、そして生態系につきましては、164ページから165ページに記載しております。

概略を申し上げますと、哺乳類につきましては痕跡法での調査を冬と秋に、捕獲法での調査を夏と秋にそれぞれ1回ずつ、鳥類につきましてはラインセンサス法、定点観察法を春、夏、秋、冬のそれぞれの時期に1回ずつ、両生類、爬虫類につきましては、目視観察法を春と夏それぞれ1回ずつ、魚類につきましてはタモ網などによる採捕調査により夏と秋にそれぞれ1回ずつ、昆虫類につきましては一般採集法、ベイトトラップ法、ライトトラップ法での調査を春、夏、秋の各1回ずつ、底生動物につきましては採集調査を夏と秋に各1回ずつ実施する予定です。

植物につきましては、植物相と植生の調査を行う予定ですが、植物相につきましては目視観察と採集調査を春、夏、秋の各1回ずつ、植生につきましては方形区法による調査を夏の1回行う予定でございます。

調査地点につきましては、方法書161ページの図に示したとおりでございますけれども、着目する地点としましては、敷地北側に雨水貯留池がございまして、こちらが湿原的環境となっております。それから、事業地の区域内で草原的環境、森林的環境、これらの環境別にそれぞれ1地点を代表的な環境として調査する予定でございます。

生態系につきましては、動植物調査の結果を整理、解析することで現況を把握する予定です。予測評価につきましては、動植物、生態系とも技術指針に基づき保全すべき対象種を選定し、事業の及ぼす影響を把握する予定でございます。

続きまして、景観についてです。

当該地は埋め立て跡地で、周辺より高くなった台地状の敷地であり、規模が大きいことから、公園造成により景観に及ぼす影響が考えられるため、対象項目としております。調査、予測及び評価の手法につきましては、方法書の166ページから167ページにかけて記載されております。一般に多数の方が利用される場所から図の4地点を選定し、現地の眺望景観を写真撮影により調査を行います。予測評価は、フォトモンタージュにより行う予定でございます。

続きまして、人と自然との触れ合いの活動の場については、当事業がまさにその場を創出するものであり、周辺環境への影響はないものと考え、対象項目としませんでした。

それから、廃棄物等につきましては、埋め立て跡地であるという本事業の特性上、大規模な切り土造成は行わず、市民植樹により植栽されている樹木等は保全することから、建設残土や伐採木等の建設副産物はほとんど発生しないため影響は軽微であると考え、対象項目とは選定いたしておりません。

なお、埋め立て処分地の跡地管理として継続的に調査を行っている項目がございます。具体的には、湧出ガスの状況、浸出水と放流水の水質、周辺井戸水の水質調査については、処分場の管理を担当しております本市環境事業部が定期的に監視を行っております。今回の事業は、表層の覆土範囲内で行うこととしており、ごみ層までの掘削、攪拌等を行いません。従いまして、これらの項目に影響が及ぶことは想定しておらず、対象項目とはしておりません。

以上が環境影響評価を行う項目と方法の内容でございます。

次に、今後の予定等についてでございますけれども、（仮称）厚別山本公園は、都市計画施設に位置づける予定であり、環境影響評価の手続と都市計画の手続をあわせて進めていく予定でございます。去る10月に環境影響評価の手続に着手しましたことから、11月に開催されました都市計画審議会において、参考案件として説明を行っております。その際、公園種別ごとの配置計画とか環状グリーンベルト構想の見直しの必要性などについてご意見をいただいたところです。

これらの指摘は、札幌市緑の基本計画で示している全市的な公園のあり方に関する課題と認識しております。緑の基本計画は、本市の緑の保全、創出に関する基本的な指針として平成11年に策定されたものですが、策定から10年が経過し、環境意識の高まりなど社会的背景の変化を踏まえ、現在、改定に向けて検討を行っているところでございます。このため、本公園の位置づけや整備内容、それから周辺部も含めたグリーンベルトの拠点のあり方について緑の審議会で審議をいただく予定をしております。その結果につきましては、まとめ次第、具体的には来年度後半を考えておりますけれども、環境影響評価審議会及び都市計画審議会に報告させていただきたいと考えております。

最後になりますが、環境影響評価の手続としましては、現在、検討をいただいている方法書に対する市長意見を受けまして、今年度中に調査予測評価手法を決定し、来年度春から調査に着手したいと考えております。その後、予測評価を行いまして準備書として作成するのは、現在のところ、平成22年の後半を予定しております。

以上で、（仮称）厚別山本公園の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

村野会長 それでは、10分間、休憩とします。よろしくお願いいたします。

〔 休 憩 〕

村野会長 皆さん、そろいましたでしょうか。

それでは、始めましょう。

ただいま、事業の内容、環境アセスメントの方法書に関する手続、方法書の内容について説明をいただきました。これからの進め方は、方法書に記載の目次の順番で進めていきたいと思っております。

初めに、事業計画等についての質問がありましたら出していただきたいと思います。その後、147ページ以降の第4章についての環境要素の区分ごとに質問、意見を出していただきたいと思います。

まず、事業の全体計画についての質問はありますか。

どうぞ。

堀委員 僕がわかってないだけかもしれませんが、基本方針の最初に、「失われた自然

環境を再生して生物多様性の確保に資する」という文言があるのですが、このエリアの潜在植生図を見ると、基本的にはヨシ群落、あるいはホロムイソウオオミズゴケ群落ということで、湿地環境だと思えるのです。それで、湿地環境が失われた自然環境だと思えるのですが、基本的には緑地の再生にすべて終始しているように見えました。

そこで、多分、この埋め立て跡地という地形から、構造上、水域というのはかなり難しい問題になるなと思うのですが、この北側にある雨水貯留池という部分は、ちょっと湿地的な環境だと先ほど説明にあったと思います。このエリアを公園計画の一部として取り入れることは可能なことなのか、不可能なことなのかお答えいただきたいと思います。

村野会長 お答え願います。

事業者（北原） 私の方からお答えさせていただきます。

今、委員からご指摘がありましたように、私どもがつけました資料4の裏の方に、潜在植生を左下に資料としてつけさせていただきました。ご指摘があったのはこちらの方で、昭和55年当時のものを見ますと、湿地性の荒れ地、それから処分場ができる前は水田のような形態で土地利用がされていたということです。

こちらの埋め立て処分場跡地そのものに湿地を回復するのは事実上困難ということで、委員からご指摘があったように、今回の事業地のすぐ北側、資料4の表ページの方を見ていただきますと、右側の方の絵の上の方に雨水貯留池と薄く水色で塗った区域がございます。こちらが、私どもは公園だけではなくて他の処分場エリアも含めた水の調整をする機能を持っているのですが、多分、現地の調査に行かれたときに、ヨシが生えていたり、水鳥が来たりという状況があったかと思うのです。こちら側の可能性があるとする、湿地の部分を復元するエリアかなと考えております。

こちらについては、今回、事業計画の区域とはしておりませんが、先ほどありましたように270ヘクタール全体としましては、将来的には緑地エリアの一角をなすもので、将来的にも雨水貯留池は機能として残りますので、この特性を生かして将来的には湿地の環境を保全するような方向を考えていきたいと思っております。

堀委員 多分、そのエリアというのは、植生、鳥、昆虫など、このエリアの中では結構重要な環境になると思うのです。これから再生していく北側の自然林と、先ほど水辺との絡みみたいなこともお話しされていましたが、そういうことを考えるのであれば、最初から植生と水という部分のつながりを、つまり切り離さないである程度想定したものを考えなければいけないと思います。別々に考えていくと、それが全く有機的につながらない計画ができてしまうかもしれないので、もし雨水貯留池をそういう方向に持っていくという計画があるのであれば、最初からある程度頭に入れて計画を立てていった方が、より良いものができ上がるのではないかと思います。

事業者（北原） ご意見をありがとうございます。

資料で言いますと、方法書の161ページに調査区域の考え方を示しております。こちらの方でご指摘のありました雨水貯留池の部分も調査対象としまして現況を把握して、事

業区域との関連についても検討させていただきたいと考えております。

村野会長 どうぞ。

岡村委員 私も同じことを質問しようと思っけていまして、確認ですけれども、基本方針の最初に「失われた自然環境を再生し」と書いてある失われた自然環境というのはどこを指すのかをはっきりさせておいた方がいいと思うのです。今のお話だと、ここの部分ではなくて札幌市全体の話がされているのか、その辺が非常にあいまいだと、基本方針があいまいだと他のものが全部あいまいになってくるので、ぜひ、その辺をはっきりさせていただきたいと思います。

村野会長 他にありませんか。

竹中専門委員 私も基本的に堀委員と岡村委員の意見と一緒にです。せっかく雨水貯留池があるのですから、それは一体化して北側の自然を再生する場所とつなげて考えるということと、もう既に今の段階から貯留池とつながるということを前提に考えていかなければならないのではないかと考えています。

もう一つは、自然を再生するということに、こういう方法書を見ると、どうしても植樹に偏っており、森をつくるということに偏り過ぎだと思っけています。ここはもともと湿地でした。そこで、今でもこの近くの農耕地帯の水路で泥炭が出ているところを見ると、タチギボウシなど湿地性の植物が生えているのです。ですから、そこまで回復はできないと思っけていますし、地形上も無理だと思っけていますが、少なくともその原風景を残すような視点というのは必要なのではないかと考えています。

原風景を残すことが必要ということの意味合いはどういうところにかかわってくるかと言うと、やはり、ここの場所は、札幌市の中でも数少ないカッコウが飛来して、ほとんど繁殖期中にいる場所です。市街地に近くて、しかも石狩川の河川敷のようなところでなく、カッコウがいる場所は、ここを含め、本当にわずかしかないと思っけています。そういった面で、カッコウが生息できるような環境ということを見ると、樹林に傾かない方がいいと思っけています。

もう一つは、これは後のことにも係ってくると思っけていますが、実は、札幌市では平成13年に環境配慮指針というものをつくっていて、こういう造成を行ったりするときに、配慮すべき動植物を指定してピックアップして、それをターゲットに保全しなさいという指針を出しているのです。その指針の対象種というのは、指針の中に幾つか例が出ていて、その場所場所で選ぶことができると思っけていますが、代表的な対象種としては、指針の中にカッコウが含まれていて、今、カッコウが生息できるような環境が札幌市でどこに残っているかという地図もついています。それを見ると、この事業対象地は、平成13年当時よりも湿原や草原が減っていますから、そういう意味でますます重要になってきております。

配慮指針とこの事業との兼ね合いというか、どういうふうに関慮指針を盛り込みつつ進めていかれるのかということも併せてお聞きしたいと思っけています。

村野会長 ありがとうございます。

岡村委員、竹中委員、堀委員とも共通して、自然の状況について、これは質問というより意見になると思います。これは、また後で集約する機会もあると思いますので、先に進ませていただきます。

山舗委員 違う観点です。

酪農大の山舗と言います。

市民レクリエーション活動の場という目的の点についてお伺いしたいと思います。

この中にパークゴルフコースがあるのですけれども、これが広く楽しめる軽スポーツとして要望の強いという点です。これは、緑のグリーンベルト全体を通じての一般的なことであって、今回のもので特別なかどうかという点、それから、要望が強いということはいつごろにどのような調査をされたか。この2点についてご質問したいと思います。

事業者（近藤） パークゴルフについてのご質問でございますけれども、今現在、札幌市内でパークゴルフのはっきりした競技人口と言われているのは市内で約22万人ほどと言われております。そして、競技団体につきましては90団体ほど登録がされてございます。実際にパークゴルフを日ごろから競技以外でお楽しみいただいている市民は、恐らく、その数倍はいるだろうと想定しているところでございます。

実は、我々は、議会のたびに毎度のようにパークゴルフ場の設置についてご要望をいただいているのが実態でございます。

ただ、今、小さいものはできているのですけれども、最近の傾向といたしまして全市のな大会、あるいは全道的な大会を開催でき得るようなものをぜひ設置してほしいという要望がございます。

そういったこともございまして、現在のの上田市長の選挙のときのマニフェストの中でも、パークゴルフ場の整備を掲げている状況でございまして、政策課題として私たちも前向きに取り組んでいる状況でございます。

特に、36ホール規模のものは、今現在、公共のものとしてはございません。最終的に、今、進めておりますのは、西の山口緑地、それから北の茨戸川緑地は27ホールですけれども、東側にぜひという配置論がございまして、今回、この厚別山本公園の方で整備をしたいというふうに考えているところでございます。

村野会長 どうぞ。

五十嵐委員 質問というか、お願いというか、私はちょっと現地調査等も行っていないものですから、いろいろご説明があったのですけれども、十分理解していない点があります。今回の計画でどうなのか、あるいは、最終的にこうしたいとか、公園をつくったらこうなりますという説明はあったのですけれども、現状でどうなっていて、それをどのような変化があって最終的にこうしたいという資料等をつくっていただかないと、何が変わるかということが直接わかりにくいのです。どういう調査がいいとか、どこの地点が適切なのかというのがちょっとわかりにくいものですから、そのあたりが時系列にわかる

ようなものですね。例えば、既に盛り土、覆土等はされているのですが、覆土の厚さはどれだけ変わるかとか、小規模な土地改変しかないと書いてありますが、それは一体どの程度なのかということがちょっとわかりにくいのです、できれば、そんな資料をつくっていただけないかなという希望でございます。

事業者（北原） 改めまして、資料を検討させていただいて、何らかの形でお示しいと思います。

村野会長 全体の基本計画について、他の質問はありませんでしょうか。

これは、また別なところで質問を出されても結構です。

（「なし」と発言する者あり）

村野会長 では、次に進みます。

147ページに行きます。

147ページは、環境影響評価を行う項目の設定ですけれども、そこで選定しなかった項目として、水環境に関する項目、土壌環境に関する項目、人と自然との触れ合い活動の場、あるいは廃棄物については、今、ちょっと質問が出ましたけれども、環境に影響はないものとして判断し、これらは選定しないということです。

それから、現況調査をする項目としては、下の方に騒音、振動、植物、動物、景観については選定して調査をするということになっております。これについてと、148ページの記載内容で質問はありますか。

岡村委員 植物、動物両方に関わるのですけれども、重要な植物とか重要な動物、それから地域の生態系というふうになっているのですが、この間、現地を見て、ぜひやらなければいけないと思ったのは、ニセアカシアとか外来種がかなり入っています。それが、今後、管理の方法にもよりますけれども、どんどん広がっていく可能性があります。それに対応した調査をしっかりと位置づけて、いわゆる侵略的な生物に対するモニタリングのようなものをやっていく必要があるのではないかと。こういう項目をぜひつけ加えていただきたいと思います。

富士田委員 今まで通りの一辺倒なアセスはやめませんかという提案です。

これでは何も進歩せず、できるのは、先ほどからたくさんの委員からご質問なりご意見があったような、木を植栽してレクリエーション広場のある公園ができるだけだと思います。それだったら、公園計画の最も要である指針があります。基本指針の1番目に関して何も達成できないと思うのです。

失われた自然を再生するのは基本的に難しいと私も思います。札幌市さんからもご説明があったように、埋立地ですから難しいのは当たり前で、そこに元の湿原環境を復元するというのはどだい無理な話なので、それはやる必要はないと思います。ただし、さまざまな配慮は必要で、竹中委員がおっしゃっていたように、残っている植物を生かすといった細かいところはケアする必要があると思います。この基本指針の1番目の部分の生物多様性の確保に資するということところがどこでカバーされているのか、この計画では全くわから

ないのです。それで、木を植えればいいということではないと思うのです。

もう一つ、ご説明の中にあつた緑の基本計画等における位置づけという中に、環状グリーンベルトとの関係が上げられているのですが、それに対する方法書の中での計画というか、準備段階としての評価の項目が一切ないのはおかしいと思います。つまり、環状グリーンベルト計画の中で、今回造る52ヘクタールの公園がどういう位置づけになるかという評価をすべきだと思います。それをやらないと、ここに出てきたような公園計画がこのまま実行されると思うのです。

竹中委員がおっしゃっているように、今は”やぶ状態”になっているのだけれども、それが草原として動物とか鳥に認識されて利用されているということもあるわけですから、そういったことをよく考慮してどういう形の公園にするか、特にこの公園の北側をちゃんと評価できるような項目を入れてほしいと思います。

ちょっと説明が下手なのでわからないかもしれませんが、それを入れないものは私は認めません。これはいつもと同じ項目で、しかも動植物の調査を2キロの範囲で埋立地の上でやったところで、特別なものが出てくるとは思えないのです。特に、植物はそうだと思います。盛り土した上に外来植物を中心にして生えているわけですからね。そういう評価ではなくて、緑の回廊の中としてここを位置づけるときにどう考えるか、あるいは、どうやって動物が移動してくる可能性があるのか、そのときどんな動物を対象とするのか、鳥としては森林性のものを対象とするのか、それとも札幌市で多く失われた草原性の鳥を対象とするような公園を考えるのかといったところを評価してほしいと思うのです。

具体的にどこの項目に入れるというところを考えなければいけないのですけれども、先ほどの説明だと、この2キロ以内、あるいは対象地の動植物を調査した結果によって生態系を評価すると言っていたのですが、その部分を大きく変えればいいのかと思うのです。そこを皆さん方に考えていただけないかというのが私の提案です。

村野会長 今のご質問は、これからページごとの中でも繰り返し出てくるとは思いますが、要するに調査地域の問題が出てくるとは思います。とりあえず、基本的な問題として、自然環境を再生しというのを基本方針の第1番目に上げているということは、共通して、それがどこに担保されているかということが必要だというご意見が出てくるとは思います。この方法書の実際の計画は未熟な面があるような気がしますけれども、その中でこういった調査をしていくべきだというようなご意見をいただけたらと思うのです。

今のことに附帯してご質問があると思いますけれども、ページごとに一通りやりまして、再度、ディスカッションの場に持ってきてほしいと思いますので、よろしくお願ひします。

148ページは、この中で言う動物、植物、生態系に関しても、区域の問題、再生の問題でまだ要件が出てくるとは思います。岡村委員からは、外来植物の件について、その一環として出てきています。他に、もっと基本的なこともおっしゃっていますけれども、ご意見はありませんか。

佐藤委員 別なことで、騒音と振動のことについて質問があります。

148ページの表で、工事の実施に絡んで騒音、振動の項目に丸がついていますけれども、左から三つ目に造成工事とあります。左から建設機械があって、次に車両ですね。その右側の造成工事というところに丸がつかないのはどういうことなのかということを知りたいのです。建設機械と同じようなことかもしれませんが、騒音、振動に関して、ここに丸がつかないのですか。

事業者（北原） こちらの工事の中身としましては、大規模なものを想定してないということで丸をつけていないのですが、確かに、何もしないということではないので、そのあたりの考え方については、ご意見をいただければ、それを踏まえて検討したいと思っています。

佐藤委員 建設機械が動くということで全部まとめてしまったということでもないので、

事業者（近藤） 総括として、建設機械の稼働というのは、いずれの場面でも想定されていますので、そこに集約したという考え方でございます。

佐藤委員 もう一つ質問ですけれども、前回の現地視察のときに、まだ具体的なことはほとんど決まっていなかったという話を聞いたような気がしたのですが、今、ここに出てきた計画が大幅に変更になるということもあり得るのですか。

例えば、騒音、振動に関しても、騒音、振動を発生するような施設が場合によってはできる可能性があるのかどうか。そういう場合には、供用後、自動車だけでなく別なことも考える必要があると思います。これが大きく変わることはないというのであれば、これで結構だと思います。

事業者（近藤） 今のところ、100%変わりませんというふうに、私どもは、先ほど来、ご説明させていただいております。大体、主だった敷地の土地利用の方針と、主だった施設について今の段階では述べさせていただいております。ただ、委員がご指摘されるように、例えば相当大きな建築物が建つといったことは私どもは想定しておりませんし、特に郊外型の公園については、モエレ沼公園などに代表されるように、かなり施設型のを今まで進めてまいりましたけれども、昨今、特に公共事業をめぐるさまざまな環境の変化もございまして、今後はああいう、言い方は悪いですが、びかびかなものはなかなかできないだろうと思っています。

そこで、今回の厚別山本公園については、そういった意味でもターニングポイントというふうに我々は考えております。むしろ、自然の復元、特に市民参加によるというところを大きく打ち出していきたいというのが政策上の考え方でございます。

竹中専門委員 148ページの項目のみについて、とりあえず質問したいのですが、今の建築機械の稼働に関して、どうしても工事自体と生態系とか野生動物や動植物の生息に関しては切り離して考えがちなのです。ただ、植物にしる、動物にしる、まさに実をつけようとしているときとか、繁殖をされていて巣があるとき、卵があるときに表土をはぐというような工事が入ってしまうと、壊滅的なダメージになるのです。ですから、工事が入る

時期がいつかということで、救える動植物はかなり違ってくるわけです。ですから、私としては、生物多様性の確保及びという項目、植物、動物、生態系のところに建設機械の稼動に丸印を入れて、どの時期にやると環境に一番負荷がかからないのかということ判断しつつやるというのが、これからの工事のやり方かなと思っています。

実際、今、豊平川や、いろいろな小さな川で、例えば橋脚の補強工事をするときに、本当に橋脚1本建てる、1本工事をするときに、いつが一番いいのか、いつ川に重機が入ってしまったらサケの産卵床をつぶしてしまうのか。つぶれる産卵床自体は本当に10個もないのです。二つ、三つぐらいなのですけれども。今はそれぐらい細かい配慮をしていかなないと保全ができない時代になってきていますから、ぜひ、いつ工事をするのか、動植物の生息の邪魔にならないように工事するにはいつ行うのがベストなのかということ多角的に検討していただきたいと思っています。

村野会長 今の件はいかがですか。そういうことができるかという質問的な内容で、してほしいという意見でもあります。

事業者(近藤) ここは、今段階の方法書の中にそこまで書き込むレベルなのかどうかということがございまして、書き込みは特にしておりませんが、具体の中では対応できるものもあると思っていますので、もうちょっと具体化していきたいと思っています。

村野会長 他にございませんか。

中井委員 景観の方なのですが、眺望地点を幾つか選ばれて、そこから見える景観、その眺望地点が指摘されていますが、調査手法のところ夏と秋しかやらないと書いてあるのです。冬というのは割と葉が落ちて今まで見えないところも見える可能性もありますので、冬もぜひ入れてほしいと思います。

村野会長 よろしいですか。

高橋委員 水質に関しては、水質汚濁防止法上などでそんなに問題はないと思うのですが、一つ気になるのは北側の雨水貯水池です。これは生態系のために非常に重要だという位置づけになっていると思うのですが、そうすると、一応、その水質を把握しておいた方がいいのではないかと、できれば水生昆虫に影響のある重金属ぐらいまでは調べておいた方がいいのではないかと思います。

村野会長 西川委員、お願いします。

西川委員 先ほど、富士田委員から、全体的なことでご意見があったのですが、それを踏まえた形で、動植物の関係で具体的な話をしたいと思います。

前回の現地視察と今回のいろいろな委員のご意見で、動植物に関してはどういうことにポイントを置いたらいいのかということが明らかになってきているのではないかと思います。

一つは、先ほどから出されている雨水貯留池の湿地化ということですが、ここを将来的によりよい湿地として保全をしていくために、どういうことを周辺地域で整備したらいいのかという視点で調査をすべきということと、現地視察のときに話が出ていました

草原性の鳥の生育環境になっているということがありました。これをどういうふうに評価するのか。現在の植生から見ますと、帰化植物ばかりの非常に単調な植生なのですが、実は、それが以前棲んでいた草原性の鳥の生息環境としてとても重要だということがあの場で明らかになったわけです。少なくとも、その生育環境を壊さないというか、よりよい環境に変えていくというか、帰化植物ばかりならば徐々に潜在的な植物に変えていけばいいわけですし、そこにいきなり森林を植樹でつくるということではなく、現在、一番大事な自然要素を最大限保全できることを主眼にした調査方法ということを考えて、そこに重点を置いたアセスメントをしていけばいいということだと思っております。その結果によっては、公園の内容はおのずと変わってくると思うのです。そういうことでいいのではないかと思ったのです。

村野会長 他にありませんか。

太田副会長 細かい話になりますけれども、一応、大気関係の担当なので、申し上げたいと思います。

大気質の浮遊粒状物質と窒素酸化物が出ています。将来的に、ここにある意味ではまた問題にはなるのでしょうかけれども、公園になって、パークゴルフ場ができてということが書いてあって、皆さんは車で来られるということで駐車場ができてということで、そうすると、供用後、浮遊粒状物質と窒素酸化物を予測しましょうというのは、それでいいと思うのです。

ただ、そうすると、最低限、それぞれどのぐらいの濃度があるかという現時点での状況、工事が始まる前、供用される前の現在の状況が必要なわけです。現在、札幌市の大気汚染測定局は厚別と北札幌で、この冊子の20ページとか21ページに書いてありますけれども、その前の17ページのところを見ていただいても、大分遠いのです。やはり、この直近のどこか1カ所ぐらいで、現在の時点でどのような濃度であるかということを押さえておく必要があると思います。実測を1回だけしてほしいです。将来的に何か問題になったとき、または濃度が上がったときに、昔はどうだったかというものがないと比較ができないということなのです。

村野会長 148ページの項目立てですが、選定、非選定の理由が書かれて、丸印をつけています。

これまで、大気、水、自然環境等についてはご意見がありましたけれども、他の項目がありませんか。自然と人の触れ合い活動の場はいかがですか。

丸山委員 今、会長と目が合いましたので、何か発言を求められているのかなと思いましたが、今回の方法書の中では、当事業の特性上、これらの活動を阻害する可能性はないと判断したと書かれていますが、現在、市民がどのように緑と関わっていくかという札幌市の緑の基本計画の改定も進んでいるところですから、調べる項目として、標準項目として上がっている「人と自然との触れ合い活動」という文言の意味をどのようにとらえていくかということ自体は議論すべき点ではないかと思っております。今回の事業の目的の中にも、

総合公園とするために市民レクリエーション活動の場という位置づけがありますので、人と自然との触れ合いというのは何なのかということについて考えるいい機会になるのではないかと思います。

参考までに、現在、この阻害する可能性はないと判断したという判断を下された物差し、指標としてとらえられている人と自然との触れ合い活動というのはどのような規定の中で考えられているのか、ご説明をいただければと思います。

以上です。

事業者（近藤） 人と自然との触れ合いの規定というふうにおっしゃいましたか。

丸山委員 人と自然との触れ合い活動とは、市としてどのような活動としてとらえられているのか、人と自然との触れ合い活動とは何なのか、考える基準をお示しいただければと思います。

事業者（近藤） 突然のご質問ですが、実は相当、人と自然との触れ合いというテーマは、恐らく、それだけで相当な議論を構築しなければならない項目だと思っています。例えば、札幌市の公園の中に、通常、皆さんがごらんになって想定されているようなレクリエーションの場としての活動もございます。それから、もっと極端な例で言いますと、札幌の都市近郊林の中で、例えば森林の育成などで直接ボランティア活動されている方、それから動植物の調査研究をされている方と、相当広範囲な話でございますので、この場で総括してというのは、大変申しわけないのですが、今、お答えはできかねると思います。できれば、次回にでも整理してまいりたいと思っております。

丸山委員 ぜひ、その整理が必要であるということ、今回、意見として申し述べさせていただきますたいと思います。

方法書の中では、これらの活動を阻害する可能性はないと事業者が判断したという表記になっていますので、その根拠は示されるべきであると思います。議論が不足であるのであれば議論をしていく必要があると思います。

村野会長 では、次に進みましょう。

149ページから150ページにかけては、大気について調査の手法が書かれています。これについていかがでしょうか。

太田副会長 私の方は先ほど申し上げましたので結構です。

村野会長 ありがとうございます。

他になければ、次に151ページから157ページ、騒音、振動です。

佐藤委員 質問ですけれども、151、152ページの予測の手法という欄の4の予測方法のところ、道路環境影響評価の技術手法という文献が示されています。これは、具体的には音響学会の式ということによろしいのですか。

事業者（近藤） このレベルになりますと、かなり専門的なレベルになりまして、ちょっと私どもではお答えできないものですから、本日、今回の業務を委託しておりますエヌエス環境株式会社というコンサルタントが来ておりますので、そちらから説明させていた

だいてよろしゅうございますでしょうか。

村野会長 よろしいですか。

受託業者 エヌエス環境と申します。

お答えさせていただきます。

道路騒音の予測に関しましては、日本音響学会式のA S Jの2003年モデル、最新式の式を用いて、現況の交通量と将来負荷される交通量を合わせて予測して、現況と将来の差を見て、どのくらい環境に負荷を与えるかということの評価したところです。

以上です。

佐藤委員 ありがとうございます。

村野会長 他にいなければ、次に進みます。

158ページから161ページの動物関係について、ご質問をお願いします。

堀委員 昆虫類なのですけれども、一般採集法というのは、この中に水中の調査も含まれるかどうかということを知りたいのですけれども、もし含まれないのであれば、先ほどの雨水貯留池の中の調査も含めていただきたいと思います。

159ページの3の調査手法の2)の5の昆虫類の一般採集法という部分です。これに、春、夏、秋各1回、計3回、夏は蛍にも留意すると書いてあるのですけれども、水の中に関しては全く触れていないので、それが含まれていないようでしたら調査項目に加えていただきたいと思います。

事業者(北原) 昆虫類と、その下に底生動物がございます。そことあわせて水中の部分も検討させていただきたいと思います。

堀委員 底生動物の調査と水棲生物の昆虫の調査というのは若干違うので、それでくりにしないで、きちんとやってください。お願いします。

事業者(北原) わかりました。

村野会長 西川委員、どうぞ。

西川委員 私は動物の専門でも何でもなくて素人なのですが、先ほど私は草原性の鳥の生息環境の評価が必要だということをおっしゃったのですが、うまく説明ができていないと思ったので、この場で言わせていただきたいのです。

要は、どこに何がどれくらいいたかという通り一遍の調査ではなくて、草原性の鳥が重要であるならば、そういった鳥たちがその場をどのように利用しているのか、どれくらいの草丈があれば巣がつけられるのか、どのくらいの範囲の草原があれば営巣地としてやってけるのか、自然要素に関しては、そういう質的な部分にも着目した調査がぜひとも必要なのではないかと思えます。

事業者(近藤) 先ほど来、何人かの委員から草原性の特に鳥類に着目したご発言をいただきました。説明が舌足らずだったので、いわゆる北側の一番自然度の高い樹林地は、100%木で覆い尽くすという考えではございません。通常、自然樹林に見られますような草原地もこの中に織りまぜながら、例えば高原性の鳥が営巣できるような環

境整備等についても配慮していきたいと考えています。

ただ、今、この時点で具体的にどういう絵柄で、それこそ今おっしゃられた行動範囲を含めて草丈の問題、草原の草の種類の問題まで含めて、まだ私どもで知見を持っておりませんので、これについては実施に向けてご専門の先生方からご指導をいただきながら進めてまいりたいと思っております。

これだけ補足させていただきます。

竹中専門委員 158ページの動物の生息状況でこんなものがありますよというリストがあって、その次のページに、関係地域で確認されている貴重な動物は下記に示すとおりであるとありますが、まず両生類の話をします。ここでは両生類のエゾサンショウウオは生息していないと思います。事業予定地は、サンショウウオの生息できるような環境ではなくなっているということと、そもそも沢があるような場所ではなかったのでは、違うかと思います。まず、この当該地で重要な種は何かという抽出の仕方が大事だと思います。

それから、調査の回数ですが、調査をやったことがお有りの方はよくわかると思うのですが、例えはラインセンサスをやったときに、1年に1回、ワンシーズン1回ずつ4回やっても、種数はそんなにでないのです。出現種数というのは回数依存で、例えば水辺の環境調査の本を見ても、私の実験の経験で見ても、7回から8回ぐらい調査をしてやっと、そのシーズンの出現種数の頭打ちに来るかなという感じなのです。ですから、余りに回数が少ないです。

もう一つは、先ほどお話をされた方がいると思うのですが、ラインセンサスではバイアスのかかりやすい種があります。例えば、ヒバリのようにしょっちゅう鳴き狂って飛び出してくるような鳥は、どうしても回数が多くひっかかってきます。それから、逆に人が歩くと逃げてしまって出てこない種もいるわけです。そういった種をきちんと把握するためには、やはり定点調査等だけでは十分ではないのです。定点というのは、その場所から動きませんからね。だから、それぞれの種がその環境をどのように利用していて、縄張りがどれぐらいあって、その当該地域に例えばカッコウの宿主になるようなノビタキとかモズとかという鳥が何つがいぐらいいて、それ位いればカッコウがきちんと繁殖できているのだというところまで押さえないと、貴重なものを失ってしまうような気がします。

それから、両生類、爬虫類の調査に関してもそうで、やはり回数依存で出現種は増えていきますから、そういったことをもう少しきちんと考えて調査方法を考えられたらいいのかなと思います。

もう一つは、鳥に関しては移動能力が非常に高い動物であって、ここを拠点にかなり広い範囲を移動していることが容易に想像できると思うのです。ですから、ここで出現した鳥が、もう少し範囲を広げて周辺部分もどのように利用しているのかという評価も必要になってくると思っております。

以上です。

村野会長 どうぞ。

島田専門委員 島田です。

竹中委員のお話にあったように、ここにいないエゾサンショウウオが出てくるというのは、この前段階として、この関係地域の概況というところで、例えば鳥とか動物について言うと、野幌森林公園をほとんど引き合いに出して、そこと比較して、そこを目標としてといますか、ここの基本方針の失われた自然環境を再生しというところが一つの目印になっているのかなという感じで、その前段の自然環境の関係地域の概況を読んでいたのですけれども、それは全く違うということで、この議論の最初に堀委員のご意見がありました、そのとおりだと思います。

この地域の自然環境の概況が十分に把握されていないということがまず一つありますので、この調査においても事業予定地だけを対象にするような調査になっておりますけれども、それでは大変不足であるということで、やはり、しっかりとこの周辺の自然の特性を把握できるような調査が必要ではないかと思えます。

私は鳥の関係ですけれども、確かに本来の潜在植生である低湿地という環境はもうほとんど残っていません。この周辺の河川周辺とか耕作放棄地みたいな場所で、そのころの本来の自然に近いといいますか、その名残のような状況はまだ残っていますので、そういったところを十分に調査して、この地域が本来持っている自然の特性を明らかにし、その上でこの地域をどういうふうにしていけばいいかということを考える必要があるのではないかと思います。

そういうことで、この調査の項目ということ言えば、事業地域に限るのではなくて、その周辺に比較対照する地域を設けて、そちらの方でも調査をしていただきたいということをお願いしたいと思います。

村野会長 他にありますか。

要するに、事業区域のだけの調査でこの資料ができていまして、事業地域以外、つまり調査は事業地域以内でしか行わないという構成になっていますけれども、事務局、それについて何か理由がありますでしょうか。

受託業者 エヌエス環境でございます。

事業地域だけというふうになっているのですけれども、これは、今回、土地を改変するということがありますので、それに着眼して現時点ではこのような計画になっております。

それから、先ほどのエゾサンショウウオの件ですけれども、158ページのところは地域特性ですが、関係地区全体での希少種をリストしたものを記載しておりますので、委員がおっしゃるように、事業が実施されるところでのエゾサンショウウオ自体は私たちも生息の可能性はほとんどないと考えております。これから調査を行う上で、この関係地域全体を見て、それで調査を選定するための基礎資料として、ここに関係地区全体での話を記載させていただいております。

村野会長 かなり基本的な最初の調査の手法からどんどん問題提起されていますけれど

も、これらの意見は後でまとめていくこととなります。つまり、ものすごく基本的な意見については、諮問の際に意見としてつけられることになるとは思いますけれども、まずはこの評価書の順番に従って急いで審議していきたいとします。

竹中専門委員 先ほど、ここの部分は私が言った環境配慮指針をどういうふうに盛り込むかということとかかわってくると思うのですが、大多数の委員の方はその環境配慮指針とは何ぞやと頭の中にクエスチョンマークが浮かんでいると思うので、ぜひとも他の方にも配慮指針がどのようにつくられて、どういうものなのかということを紹介していただきたいとします。何か資料を配っていただけるとありがたいとします。

村野会長 よろしくお願ひします。

事務局（木田） 後ほど、環境配慮指針について概要をまとめてメールその他でお渡ししたいとします。

村野会長 それでは、先に進ませていただきます。

162ページから163ページ、植物について方針が示されていますけれども、ご意見をお願いします。ご質問でもいいです。

岡村委員 地域の特性というところで、土壌の状況、注意データなどがあります。今は盛り土してしまって、その上にいろいろなことを考えるということですから、ここには全く土壌調査という項目が全くないのです。かつ、データとしても出てこないのです。地形についても同じことが言えるのですけれども、10メートル盛ってしまうと、もう低地ではなくなっていくということなので、環境が変わってしまっているものを対象としたしっかりとした調査なりが必要ではないかと思ひます。

富士田委員 質問です。

今の対象地域、これから公園をつくらうとしているところがありますね。その周りに、山本処理場という非常に広い270ヘクタールという話でしたけれども、まだ手をつけていないところがあります。ごみの埋立地にしていないところでは。方法書で言うと、3ページの黄色い部分だと思ひます。前にいただいた空中写真を見ると、一部はもう埋め立てしているように見えるのですけれども、この手をつけていないところに何か希少なものが、あるいは、希少でなくてもいいのです、何かの指定にならなくても、この地域を特徴づけるような植物なり生き物なりが残っていないかという調査はしないのですか。

つまり、ここは黙っていても、そのうちまた埋立地になって壊されるわけだから、新しい公園をつくるに際して、こういうところにもし回避しなければいけない生き物がいたときに配慮するという考え方も必要だと思ひますが、調査の対象になるかどうかというのはどうなのでしょう。

村野会長 お答え願ひえますか。

申しわけないですけれども、岡村委員の件も含めて、環境配慮ということで土を盛ったところについてもどういうふうに考えていらっしゃるかお答えください。

事業者（北原） ちょっと前後してしまひますけれども、富士田委員からおっしゃられ

た部分については、ちょっと検討させていただきたいと思います。今ちょっとこの場で即答……。

富士田委員 私もこれを見てもわからないので、もしかしたら余り手を入れていない状態で放ったらかしているのだったら、何か居るのかもしれませんが。それを早目に回避させるというのも、今回の調査にひっかけてやったらいいかと思います。

事業者（北原） ちょっと検討させていただきます。

富士田委員 お願いします。

事業者（北原） 岡村委員から出された質問は、私も十分把握できなかったのです。申しわけございません。もう一度お願いできますでしょうか。

岡村委員 例えば、162ページの当該項目に関連する地域特性というところで、2番目の土壌の状況ということで、予定地域及び周辺はこういうデータの土壌とか中間泥炭土壌だと書いてありますし、地形的にも三角性低地が広がっているということです。かつてはそうだったのですけれども、今は盛り土をしてしまっていて変わってしまっています。だから、土壌そのものも変わってしまっています。変わってしまった土壌に対して、これからどう考えていくかということが非常に大事なので、その辺の土壌の調査とか、盛り土をした後の地形のことが全く触れられていない、あるいは調査項目にも入っていないので、そういうものをきちんと入れた方がよるしいのではないのでしょうかという意見です。

事業者（北原） こちらの地域特性の部分は、多分、事業地のみではなくて関係地域ということ全般での記載かと思います。

岡村委員からおっしゃられておりました事業地自体は全然違う状況になっているということで、そのこと自体は、我々、今回の公園の計画づくりの段階で土壌特性はどうかということとはきちんと把握しなければ植栽計画等をつくれませんので、それは事業計画としてはきちんとやっていきたいと考えております。

ただ、今回の環境影響の他の地域への影響が及ぶかどうかという観点での調査とはまた別な角度になるのかなと思う部分もあります。いずれにしましても、事業に向けて一定の調査をすることはやりたいと考えております。

村野会長 先ほどの富士田委員からの意見に対しての資料は、また別途出されるのですか。

事務局（木田） 事務局から補足ですけれども、報告書の3ページの未造成の黄色で示した地区のことについてですが、山本東地区と東米里西地区に黄色い地区があるのですが、山本東地区については、一部というか、ならしてしまっていて黄色い枠ではなくなっているはずですが。現在、完全にまだ手をつけていないところとしては、東米里西地区の黄色いDCBのブロックでございます。

一応、事務局からは補足として申し上げます。

村野会長 植物に関してはこれでパスして、次に参ります。

166ページから167ページの景観について、質問、ご意見をお願いします。

中井委員 景観ですけれども、これまでの一般的な環境アセスの中での景観は眺望地点から見たときに、対象物が見える見えないの話で終わりなのですけれども、今回はこの様に積極的に公園を創っていくわけですから、その場合はもっと近くの近傍景観、身近な景観の形成について考えなければいけないと思うのです。

資料4の図ですと、その場所だけの施設の計画しかないのですけれども、ここは長方形の一辺がかなり長い敷地ですから、この側面を走るときにはどういうふうに公園が見えてくるか、角地を曲がったときには雨水貯留池と公園の関係がどうであろうかというような、人の動きとともに公園がどの様に見えてくるかという調査も要求されると思うのです。それは同時に、公園の樹木のあり方とかアプローチのあり方にもかかわってくるわけです。

現況は上から見た検討がおもで、シークエンス景観が全然考慮されていないと思うのです。せっかくスケールの大きな公園をつくるのであれば、公園が風景としてよく見えてくる方がよろしいわけです。

そのときに、先ほど生物の話の中でもありましたけれども、今、景観資源の状況は重要な景観資源はないというふうにここに書かれているのですが、雨水貯水池も見方によれば景観資源になるわけです。景観資源というのは、もともと明快な定義もないわけですから、見る側が或いは使う側がそれを資源と見るか見ないかによって使い方が全然変わってくるわけです。例えば、これは盛り土になっているから、それがいいか悪いかというのは、よく判断すれば、それは視点場が高くなるからおもしろいという見方にもなるわけです。ですから、もう少しきめ細かく柔軟に景観資源をとらえて、この敷地の場所性、立地条件をきちんと把握した上での施設計画にしてほしいと思うのです。ただ樹木をたくさん植えてアプローチに並木を植えても、多分、おもしろくないと思います。新たな公園づくりを行うのであれば、近傍の身近なシークエンス景観の形成という発想でつくってほしいし、現況の土地の立地条件も、そういうことを見越して少し広範囲に公園のあり方を検討してほしいと思うのです。

従来環境アセスではそこまで踏み込んだ調査はなされないのですけれども、今回は山の中にダムをつくるのと違って、人々が利用する身近な景観をつくるわけです。札幌市の景観計画とか公共施設づくりでの景観の考え方がどの様に反映されているのかちょっとわからないのですけれども、4月から景観計画が実際に動いているはずなので、その辺との兼ね合いも考えていただきたいと思うのです。

以上です。

村野会長 今のご意見に対して事務局からありますか。事業者側からも今のお話に対してよろしいですか。

事務局(木田) 事務局からは、今の段階で特にはないです。現在は、アセスの景観と景観法と調整を図るべく、どんな形になるか検討をしたいと思っております。

以上です。

村野会長 他にご意見はございますか。

竹中専門委員 まず一つはお願いです。

いずれ、この処分場全体が公園になっていくというお話でした。現時点では無理なのかもしれないのですけれども、山本北のわき、東側に細い道路が通っています。道路と埋め立て処分場の間に水路があって、水路のわきに並木が1本ぐらい生える場所があるのです。実は、今、そこは何になっているかという、街路樹の墓場になっているのです。道路の拡幅で邪魔になったというか、どうしても引っっこ抜いてこなければならなくなったスズカケとかニセアカシアをここに持ってきて、植えては枯らし、植えては枯らしということをやっています。相当大きな木なので、大体が助からないのです。その街路樹の墓場をつくるために、七、八年前まではこの山本北の東側沿いに20年ものぐらいのエゾニワトコの群落がびっちりあったのです。もう全部がたわわに実をつけるような状態で、いろいろな鳥が利用していたのですが、その墓場ができたことによって全部切られてしまっているという非常に皮肉な状況になっているのです。

今後、ここが公園になったり、または自然復元の場所になるのであれば、今からそういうバカなことはもうやめまじょうと、どなたか言っていただければと思っています。

それからもう一つ、こういうところにちょっとまだ自然が残っていますというご報告ですけれども、山本北のCブロックの北側に横長の長方形の場所があります。ここは、なぜかほとんど手をつけていないで、ヨシ原状態というか、湿原状態になっていて、何年間も手がついていないので、原生の植生が見られるとしたら、ここと、あとは貯留池の周辺です。それから、野津幌川とDブロックの4.99ヘクタールと書かれているところの東側ですね。そのあたりが一番見られる場所かなと思っています。

以上です。

村野会長 ありがとうございます。

それでは、全体を通してのご質問、意見がありましたらお願いします。

最初の段階でも全体的なお話をしましたけれども、また繰り返しのようになって構いませんので、どうぞ。

丸山委員 丸山です。

確認をさせていただきたいと思います。

方法書の6ページの4番の事業の目的の表記の中には、自然の再生と生物の多様性及び市民のレクリエーション活動の場ということが事業の目的として書かれています。本日、追加資料として配付していただいた資料4の横長の資料の中の基本方針というものの整合性について確認をしたいと思います。微妙に表現が違っていたり、もしくは資料4の2番目に地球温暖化対策としての植樹促進という表現があります。これは、方法書の方では探し出せなかったのですが、この事業の目的と基本方針の関連について、いま一度、確認をしたいと思います。

今回の審議会の冒頭でも、この基本方針や事業の目的についての概念の確認、特に自然の再生とか生物の多様性というのはどのことを目的にしているのかが不明確というご指摘

もありましたので、併せて、この目的と方針の確認をしたいと思っています。

以上です。

事業者（北原） ご説明いたします。

方法書の6ページの事業の目的ですけれども、これ自体はこの通りのものでございます。追加でお出ししました説明資料の4の基本方針ですけれども、こちらについては、この事業の目的のための具体的な整備のための基本方針ということで、2番目の温暖化対策としての植樹の推進というのは、今、札幌市としても市民活動として取り組んでいるものですので、整備として一つ方針として別立てで追加で項目出しをしているということで、基本的には一致している内容というふうに考えております。

岡村委員 私は、この会議の一番最初に、失われた自然の再生というところで、どこの部分の失われた自然なのかということがはっきりしないと議論が混乱するなと思って申し上げたのですけれども、今、ずっと聞いていて、やはりそういうところに行っていると思います。

10メートルの盛り土をして環境がもう変わってしまったということなので、私は、そこにかつての低湿地の自然を戻すということは無理だと思っています。一種の丘陵のような状態になっていますから、近くの丘陵の自然を再生していくというのは妥当なことかと思っているのですが、やはり、もともとの低湿地の自然を戻すべきだという意見の方もかなりいると思うのです。それをはっきりさせないで議論しても、ただ混乱するだけなので、どの辺が目標なのだということをしっかり議論して決めていただくということが非常に大事ななと思います。

事業者（近藤） まず一つは植生の考え方でございますけれども、先ほどもちょっと補足しようかなと思ったのですが、近傍で、もちろん委員がおっしゃるとおり、既に湿地の生態系は失われてございますので、これをこの場でまた復元するというのは、富士田委員もおっしゃったように、無理だと思います。

我々が今、この盛り土した地形に一番気にしている、この周辺で、しかも良好な自然環境を有しているのは野幌森林公園だと考えておりますので、その資料にも書いてございますけれども、それを一つの目標として定めた上で植栽計画を立てていきたいと。もちろん、方法としては試験植栽等も含めて繰り返し検討してまいりたいと思っています。

それから、先ほど来、雨水貯留池のお話もございます。実は、この点はこういうご指摘を想定していなかったものですから、なかなか答えづらいのですが、いずれにしても、これは同じ札幌市の環境局の所管部分の貯留池でございますので、このごみがなくなる限りはずっと永続的にあるものだというふうに私は認識しております。公園の区域に取り込むか取り込まないかということとは別に、同じ局、あるいは同じ札幌市の中でこの保全のあり方については協議ができるものだと考えております。

都市公園について言えば、ある意味、突き詰めていきますと、担保性と公開性というのが2大原則でございます。まず、公有地化されて、あるいは何らかの権利を所得して担保

されるということが第一の使命です。それから、できるだけ多くの方に公開されていくということが二つ目の使命としてございます。そういう意味では、この場所柄、それから、もともと工事が既にされているということも考えますと、公園に直接取り組むか取り組まないかというのは施設管理者との協議になりますけれども、そのあたりは今後協議をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

村野会長 どうぞ。

西川委員 この地域のモデルというか目標を野幌森林公園に置かれるということについては、どうもすんと落ちないのです。というのは、先ほどからずっと議論をしている中で、雨水貯留場は湿地としての特性がある、それから、その他のところも外来種で覆われているのだけれども、草原性の鳥が生息しているということで、新たな生態系ができ上がってきているかもしれないのです。なので、近くていい自然だからということで全く真っ白なところとして野幌森林公園を目標にした緑化をしましょうということが果たして正しいことなのだろうかと思っているのです。だからこそ、現在ある自然の状態というか、計画地域の状態をしっかりと調査して、その中で残すべきものは何かとか、それを最大限保全していくためには何が必要なのかという視点でのアセスが大事なのではないかと思います。

堀委員 今の西川委員の意見と同じようなことなのですから、こういう公園というのは必ず緑地として森林を残すというのが大きな目標の一つになっていると思うのですが、自然環境の中で一番なくなっているのは、草地環境、あるいは荒れ地のような環境です。やはり、そういうところに生息する生き物というのは、大抵が人の影響でほとんど生息地を追われています。ですから、もし、そういう環境に生きているような生き物が一部でもここに残っているのでしたら、そういう生き物が将来存続できるような環境を考えてあげるべきかと思えます。

先ほど言われたように、樹林地の中にもギャップのような草原空間を考えておられるということですが、それだと規模が合わない、生息できなくなるようなことも懸念されますので、やはり専門家の意見を聞いて、そういうものを残すためにはどういうデザインにした方がいい、あるいは、どういう手法をとったらいいということを考えて進めていただきたいと思います。

村野会長 富士田委員、お願いします。

富士田委員 全く同感です。緑の回廊とか、周りの自然を全部調べて、ここがどういう位置づけになっているかということを明確にしてほしいということで発言していたつもりなので、そういうことで進めてほしいと思うのです。

これまでのここに書いてある評価の手法を拝見すると、どれもそうなのですが、生き物の保全すべき対象というのは、何かの網のかかっている動物とか植物などかいたら、それをどうするかという評価しかしないというふうに書かれていないので、これは必ず変

えてほしいと思います。つまり、生物多様性という観点の評価が1項目も入っていないのです。この場合の生物多様性というのは、野幌森林公園にいるような生き物のセットではないセットがこの地域にいるということちゃんと評価してくれということなのです。

私どもが言っているのは、みんな共通だと思うのですが、そういうことなのです。荒れているかもしれないけれども、この地域全体に野幌森林公園とは違うセットの生き物があると思うので、ぜひとも、それをアセスの調査で最終的に評価する努力をしていただきたいと思います。

もう一つは質問ですが、最終的に公園のランドデザインをするときには、どうということになるのですか。どこかの業者さんと札幌市さんの間でこういった一連の調査報告の結果を見て考えることになるのですか。

なぜそんな質問をするかという、木を植えて森林をつくるのは簡単なのです。多分、ここでやるのは一番簡単です。しかし、我々みんなが望んでいるのは、そのような環境をいつもと同じように創ってほしいと言っているのではなくて、新しく草原的な環境を北側に仮に創るとすると、かなり知恵を出さないと、帰化植物の温床になってしまったり、後から管理しなければいけなくなるのです。とにかく今はどこもお金がないですから、お金のかからない状態で望ましいものを創るにはどうしたらいいかということで知恵を絞らなければいけなくなるのです。そのときに、どういう体制でこの公園のデザインをするのかというのは、ちょっと聞いておきたいなとずっと思っていたのです。

事業者（近藤） 実は、冒頭にもお話をしましたように、こちらの審議会を初め、都市計画審議会、それから、先ほど来、申しております札幌市緑の審議会と、関係する審議会が三つございます。都市計画の観点からご指摘される審議会、それから、本日のアセスの関係で生態学的な部分から主に発言される審議会、それから、もともと私どもが事務局を持っております緑の審議会の三つがございます。緑の審議会は、札幌市の緑に関する重要事項について諮問するという形になってございまして、冒頭にも申しましたけれども、今現在、私どもの事業の指針となっております緑の基本計画の改定を今年と来年の2カ年をかけてやるという形になってございます。

富士田委員のご質問でございますけれども、まだ具体的に審議会の方に直接お諮りをしていないのですが、緑の審議会の会長と内々でお話をさせていただいております。三つの審議会それぞれウエートがございますけれども、先ほど来、委員がおっしゃっていた具体的なランドデザインのありようという話になると、ここは緑の審議会の方をお願いしたいと私どもは考えております。これについては、ざっとしたお話は冒頭にさせていただいたつもりでございますけれども、例えば小さな住宅地の公園をつくるのとはわけが違いますので、ワークショップを積み重ねてということにはならないと思っています。ある程度大きな公園ですので、審議会レベルぐらいの中で専門部会を設けさせていただいて具体の議論をしていただきたいと思いますと考えております。

村野会長 委員の皆さんには、ご意見、ご質問がまだまだたくさんあると思いますけれ

ども、時間の関係があります。ただ、審議は本日で終わるわけではありません。しかしながら、非常に時間的な制約があって、2月中旬ごろには審議会意見を提出していくことになるスケジュールとなっております。ですから、何度も審議会の席を設けることは困難な状況です。

そこで、今後の取りまとめ方法についてですけれども、今日の審議については一旦事務局で整理していただきます。そして、事業内容や方法書についての質問を皆さんから事務局にお寄せいただくこととして、事務局は事業者への問い合わせなどを行って、委員全員に回答していただくようにしたいと思います。意見についても、事務局の方へどうぞお寄せください。そして、事務局でそれを取りまとめて、随時、委員全員へお知らせしてください。

次回の審議会は1月29日を予定しています。非常に切迫しています。日程的に、この審議会で審議会意見を示すこととなります。この審議会前に、本日出された意見とその後の意見をもとに作成した答申素案を事務局から皆さんへ送っていただきます。本日、欠席の委員も含めて皆さんの意見等の情報共有を図ります。方法書段階での意見形成に至ることができるようにしたいと思います。この点、皆さんにお願いいたしますとともに、事務局は精力的に事務を進めてくださるようお願いいたします。

以上で議事を終わらせていただきまして、進行を事務局にお返しいたします。

4. その他

事務局（木田） 村野会長、大変ありがとうございました。

事務局の方で事務的なことは進めさせていただきたいと思います。

それでは、事務局から連絡の事項を追加で申し上げます。

今、会長からご指摘がありましたように、方法書に対する質問については、今、スケジュールがきついというお話がございましたけれども、来週中、12月19日までに事務局へお寄せいただきたいと思います。

その質問に対する回答もなるべく早く用意してお返ししたいと思うのですが、その回答を含めて、今日の審議会の内容も含めて、追加のご意見につきましては、12月いっぱいまでに事務局の方にファクス、メール、その他何らかの方法でご連絡をいただきたいと思います。その上で、本日の議事録については、原稿ができ次第、委員の皆様にお送りしまして、ご確認いただきたいと思いますと考えております。1月中に我々の方で今日のご意見その他を整理いたしまして素案をつくらせていただきます。

次回の審議会は、1月29日の午前中に市役所12階の会議室で実施する予定でありますので、一応、手帳の方には記載しておいていただきたいと思います。正式な開催案内文につきましては、後日、お送りさせていただきたいと思います。

それからもう一つは、前回6月に審議会にて技術指針の改定についてお話をしたところですが、実を言うと、素案の作成がちょっと遅れております。今回、あるいは次回の審議会

の提出がちょっと間に合わなさそうなものですから、申し訳ないのですが、来年度の審議会に諮っていく予定で考えております。申し訳ございません。

それでは、最後になりますけれども、閉会に当たりまして、小林環境都市推進部長からごあいさつを申し上げたいと思います。

事務局（小林） 環境都市推進部長の小林でございます。

本日は、長時間にわたりまして熱心にご審議をいただきまして、ありがとうございます。

今、スケジュール等をお話ししましたように、（仮称）厚別山本公園造成事業の方法書につきましては、会長からお話ございましたように、事務局で資料を整理いたしまして、情報共有をさせていただきたいと思っております。こうしたものを踏まえて、皆様にご検討をいただきまして、最終的に審議会の答申としてまとめていただきたいと思っております。それを、さらに市長意見に反映してまいりたいと思っております。

今回の審議会は来年1月ということになります。今年の審議会の運営につきまして、皆様からご協力賜りましたことにつきまして感謝を申し上げたいと思っております。

また、来年の審議会の運営につきましても、皆様のお力添えをいただきまして進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いをいたしたいと思っております。

本日は、どうもありがとうございました。

5. 閉 会

事務局（木田） 長い時間、どうもありがとうございました。

これで審議会を終了させていただきます。

以 上